

都城島津邸での写真撮影について（同意書）

- ① 撮影の際に都城島津邸職員が現況確認をします。
確認した場所以外での撮影を希望される場合は、お知らせ下さい。
- ② 撮影の際に、扉や室内に設置してあるものを動かす場合には、必ず職員が対応しますので、受付まで知らせてください。ご自身達で動かさないようにしてください。一カ所に長時間留まられると、一般のお客様の見学の妨げになったり、他の方が写真を撮れなくなってしまうので、配慮してください。
※都城島津邸は、撮影スタジオではなく、国登録有形文化財となっている歴史的建造物であり、観光施設です。本来の利用用途が観覧にあることをご留意ください。
- ③ 小さなお子様が走りまわったり、大きな声で騒いだりしないよう注意してください。また、広場等で枝や花を傷つけたり、小石を投げたり砂利で遊ぶのも控えてください。
なお、本宅内での授乳・おむつ替え等はしないでください。（伝承館のお手洗いを利用してください）
- ④ 邸内の物を汚したり、破損した場合は速やかに申し出てください。
- ⑤ 文化財（ガラス等も含まれます。）への汚損・破損した際には、その状況を把握するための文化財毀損届の提出と文化財保護審議会への出席及び報告をしてもらう場合があります。
また、損害費用についても請求する場合があります。
- ⑥ 邸内は全域、喫煙及びペットの帯同は禁止です。
- ⑦ 撮影料はいただいていませんが、一人 110 円の入館料をいただきます（小学生以上）。縁側のみの利用でも同様です。
*本宅内でのメイクやヘアセット、衣装直しなどはしないでください。
- ⑧ その他、上記に記載がないものでも都城島津邸へ報告・相談すべきことで、それがなかった場合は撮影が認められません。既に許可を出しているものであっても許可を取り消すことがあります。
- ⑨ 職員が注意等を行ったにもかかわらず上記事項等についての禁止行為や違約行為があった場合には、今後の撮影を断らせていただくこともあります。

上記の内容について、理解・了承した上で撮影を実施します。

当日現場責任者名（直筆）
